豚熱の発生状況・飼養衛生管理基準の遵守

豚熱の発生は、平成30年9月9日に岐阜市の養豚場に始まり、令和3年12月12日の宮城県大河原町の養豚場が75例目となります。養豚場での発生および野生イノシシでの陽性例は、岐阜県と愛知県を中心に広がり、現在では発生県および発生県周辺の36府県において豚熱ワクチンを接種しています。

滋賀県では、令和元年 10 月 31 日にワクチン接種を開始しており、2年が経過しました。そのような中、令和3年10月6日に近江八幡市の養豚場において豚熱が発生しました(国内72 例目)。最近の他県の発生においては、ワクチン接種農場においてワクチンを接種していない離乳豚舎の子豚での発生が多く、今回の県内発生も同様でした。

ワクチンを接種していても、豚熱の発生を100%防ぐことはできません。ワクチンを接種した豚の100%が抗体(免疫)を持ち、豚熱を防げるわけではないため、豚熱ウイルスを農場内に入れない対策が必要です。そのためには飼養衛生管理基準(以下、基準)を遵守することが大変重要となります。豚、イノシシの飼養者の方には、令和3年11月より40ある基準項目のうち、特に重要な7項目は飼養者自身が自己チェックを行い、その結果を3か月おきに家畜保健衛生所に報告していただきます。各項目は以下のとおりで、①から④は前述の家きんと同様です。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ② 衛生管理区域専用の衣服および靴の設置ならびに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

- ④ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤ <u>畜舎ごとの専用の衣服および靴の設置</u> ならびに使用

衛生管理区域内で衣服等が汚染されているおそれがあるため、畜舎ごとに専用の衣服および靴を着用する(防疫服やブーツカバーの着用でも可)。

⑥ 畜舎外での病原体による汚染防止

豚の飼養管理に必要のない物品は畜 舎に持ち込まない。持ち込むものは洗浄 および消毒を実施する。

⑦ 衛生管理区域内の整理整頓および消毒 ねずみ等の隠れ場所をなくすため、不 要な資材の処分や除草を行い、定期的に 消毒する。

全ての項目が「○」となるように対策をお 願いします。

豚熱ウイルスは、野生のイノシシでまん 延しています。県内で豚熱陽性イノシシが 発見されている地点(●印)は地図のとおり です。飼養している大切な豚やイノシシで 豚熱を発生させないように徹底した対策を 続けていきましょう。 (田中)



●:感染イノシシ発見地点 平成30年9月~令和3年11月

滋賀県ホームページに最新情報を掲載